

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定第1号事業者の指定の更新		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第115条の45の6	
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）	（条項） 第115条の45の6	
所管部署	健康福祉部（局） 福祉指導監査課（室）		
標準処理期間	3 0 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・ 文書の名称【 ・ 掲載図書等【 ・ 内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 参 考 [根拠法令] 介護保険法 (指定の更新) 第百十五条の四十五の六 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2～4 略			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。